様式第100（第216条関係）

立入検査実施報告書			
都道府県名又は市名		検査官所属部課名	
検査官氏名		検査実施年月日	年　月　日
ガス用品の区分			
販売事業者名			
所在地			
電話番号			
販売形式	イ．ガス事業者又は簡易ガス事業者　ロ．ホームセンター　ハ．管工事・住宅設備店　ニ．ガス機器専門店　ホ．その他（　）		
製造又は輸入事業者名			
型式名			
仕入先事業者名			
所在地			
電話番号			
仕入時期			
違反点数			
無表示数		点（内訳　）	
表示箇所違反数		点（内訳　）	
販売事業者が表示した数		点（内訳　）	
他の表示を重貼した数		点（内訳　）	
その他（　）		点（内訳　）	
販売事業者が所有している当該ガス用品の総数		点（内訳　）	
違反内容の説明に対する販売事業者の対応状況（　）			
販売事業者が自主的に採った措置（　年　月　日　確認） イ．撤　去　ロ．仕入先に返品　ハ．廃棄 ニ．そ の 他（　） ホ．措置せず（　）			

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
　　2　内訳は、型式名等ガス用品が特定できる内容とする。
　　3　ガス用品の区分、製造又は輸入事業者毎に別葉とする。

（ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第二条　ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三十九条の三第二項第一号」を「第百三十八条第二項第一号」に改め、同条第二項中「第三十九条の三第二項第二号」を「第百三十八条第二項第二号」に改める。

第三条及び第四条中「第三十九条の五」を「第百四十条」に改める。

第五条中「第三十九条の五第二号」を「第百四十条第二号」に改める。

第六条第一項中「第三十九条の六第二項」を「第百四十一条第二項」に改め、同条第二項中「第三十九条の六第一項」を「第百四十一条第一項」に改める。

第七条中「第三十九条の七」を「第百四十二条」に改める。

第八条中「第三十九条の七ただし書」を「第百四十二条ただし書」に改める。

第九条中「第三十九条の八」を「第百四十三条」に改める。

第十条中「第三十九条の九」を「第百四十四条」に改める。

第十一条中「第三十九条の十第一項」を「第百四十五条第一項」に改める。

第十二条中「第三十九条の十第一項第一号」を「第百四十五条第一項第一号」に、「第三十九条の十第一項第二号」を「第百四十五条第一項第二号」に改める。

第十三条中「第三十九条の十第二項」を「第百四十五条第二項」に改める。

第十四条第一項中「第三十九条の十第二項」を「第百四十五条第二項」に改める。

第十五条中「第三十九条の十一第一項」を「第百四十六条第一項」に改め、同条第一号中「第三十九条の十一第二項」を「第百四十六条第二項」に改める。

第十六条の見出し及び同条中「第三十九条の十一第一項第二号」を「第百四十六条第一項第二号」に改める。

第十七条中「第三十九条の十一第二項」を「第百四十六条第二項」に改め、同条第一号中「第三十九条の十一第一項第一号」を「第百四十六条第一項第一号」に改め、同条第二号中「第三十九条の十一第一項第二号」を「第百四十六条第一項第二号」に改める。

第十八条の見出し及び同条中「第三十九条の十一第二項」を「第百四十六条第二項」に改める。

第十九条中「第三十九条の十一第二項」を「第百四十六条第二項」に改め、同条第四号中「第三十九条の十一第一項第一号」を「第百四十六条第一項第一号」に改め、同条第七号中「第三十九条の十第一項」を「第百四十五条第一項」に、「第三十九条の十一第一項第二号」を「第百四十六条第一項第二号」に改める。

第二十条中「第三十九条の十二」を「第百四十七条」に改める。

第二十一条中「第三十九条の十四の二第一項」を「第百五十条第一項」に改める。

第二十二条中「第三十九条の十四の二第一項」を「第百五十条第一項」に改め、同条第二号中「第三十九条の十四の二第一項各号」を「第百五十一条第一項各号」に改め、同条第三号中「第三十九条の十四の四」を「第百五十二条」に、「第三十六条の十七各号」を「第百二十四条各号」に改める。

第二十五条中「第三十九条の十四の四」を「第百五十二条」に、「第三十六条の十九第一項」を「第百二十六条第一項」に改める。

第二十六条中「第三十九条の十五第二項」を「第百五十三条第二項」に、「第三十六条の二十一」を「第百二十八条」に改める。

第二十七条中「第三十九条の十五第二項」を「第百五十三条第二項」に改め、同条第一項中「第三十六条の二十一第一項」を「第百二十九条第一項」に改め、同条第二項中「第三十六条の二十一第一項後段」を「第百二十九条第一項後段」に改め、同条第三項中「第三十六条の二十一第二項」を「第百二十九条第二項」に改める。

第二十八条中「第三十九条の十五第二項」を「第百五十三条第二項」に、「第三十六条の二十三」を「第百三十条」に改める。